

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下高井郡木島平村

### 2 構造改革特別区域の名称

木島平村デイサービス事業バリアフリー特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

長野県下高井郡木島平村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

木島平村は長野県の北部に位置し、総面積は 99.31K m<sup>2</sup>であり、山林 82.9%、農地 11.7%、その他 5.4%と山林が大部分を占めている。長野県内でも有数の豪雪地帯で冬期間の積雪深は 1.5～2.0m にも達するなど、特に高齢者や障害者には生活上厳しい生活環境にある。

また、昭和 30 年の合併当時 8,206 人だった人口は、平成 12 年の国勢調査では 5,513 人まで減少し、現在も微減傾向にある。

このように人口が減少する一方、65 歳以上の高齢者は年々増加しており、平成 14 年 10 月現在の高齢化率は 30.1% に達している。平成 12 年度から介護保険制度がスタートし、村内には 29 人定員の通所介護施設が 1 箇所開所されているが、障害者の施設については、精神障害者の小規模通所授産施設のほかは未整備の状況にあり、特に知的障害者に対応する身近なサービス資源がなく大きな課題となっている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

村内に 23 人いる在宅の知的障害者は家族の援助のもとで生活せざるを得ないなどの実態があるが、障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行及び、障害者の地域生活への移行を目指している障害者施策の動向にも沿ったものとして、今後の日中活動の場の確保、また社会的自立を目指すため、デイサービス利用への要望は強く、今後の施設整備がますます求められてくると考えられる。

豪雪山村という地域環境や利用者数、需要量の変動及び当村の厳しい財政的状況から、障害者のデイサービスを単独で設置することは困難であるが、介護保険の通所介護事業を利用可能とすることで、この点を解決することができるものとする。

また本特例の認定に伴い、同様の課題を持つ全国の市町村への波及効果が期待される。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

木島平村は、一人ひとりが生きがいと誇りを持ち、生涯にわたって安心して暮らせる地域づくりを目指しており、このため、誰もが地域で「自立」した生活を送ることができるような支援体制を確立することが重要である。

そのためには、サービス資源を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた個別支援（ケアマネジメント）を実施し、サービスを必要とする人が誰でも、必要なときに、できるだけ身近なところで、必要とする各種サービスを利用できる環境の整備が不可欠である。

しかしながら、デイサービス事業については、65歳未満の身体障害者は指定通所介護事業所の利用が可能であるが、知的障害者及び障害児については利用ができない状況にある。

このような相互利用についての規制のため、知的障害者（児）の日中活動の場が限定されていることから、規制の特例により指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能とすることで、障害者（児）の地域生活を支え、誰もが安心して生活していける地域の実現を図り、また、これにより保健・医療・福祉の総合的なサービス環境の充実を推進し、もって全国的な波及が見込まれるモデルとしたい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区認定により、指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能にすることによって、デイサービス利用を希望する知的障害者及び障害児のデイサービス利用の実現と、これをはじめとして、障害者の在宅福祉サービスの充実により、地域で生活できる安心感と社会参加が図られる。さらに、現在施設に入所中の知的障害者の在宅生活への移行の可能性が高まり、障害者（児）が身近な地域で自立した生活を送れる社会形成の足がかりとなる。なお、介護者においても、身体的、精神的な負担が軽減され、それにより日中の空いた時間での就業も可能となるなど社会参加が図られる。

また、現在村内には指定通所介護事業所は1箇所のみであるが、知的障害者（児）の受け入れが可能となることにより新規事業者の参入も期待され、事業所間の競争原理によるサービス向上と地域雇用の拡大が見込まれる。

なお、当初から特例の適用を受けることを想定している事業所における利用見込者数は、知的障害者が2～3人、知的障害児1～2人であり、月当たり延べ40人の利用が見込まれる。さらに翌年には、制度の周知等により利用者の増加が見込まれ、養護学校等の夏休み期間中の利用を含めた利用見込者数は12人程度となり、月当たり延べ120人の利用が見込まれる。

なお、障害者の体調等により利用者数や利用回数には大きな変動が予想されるが、本特例により安定したサービス提供が図られる。

## 8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要とする事項

タイムケア事業（県事業）

在宅の重度身体障害者及び中程度の知的障害児の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で保護する。

- ・対象者 在宅の重度心身障害児者、知的障害児者、身体障害児、  
重度身体障害者
- ・利用期間 年200時間以内

障害者のケアマネジメント体制の構築

支援費制度の導入にともない、専門機関や地域住民と連携し、総合相談や各サービスを調整、生涯にわたって適切な生活支援を実施するシステムを構築する。

## 別紙

- 1 特定事業の名称  
指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（906）
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
特区内の指定通所介護事業所等
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
特別区域計画認定後に開始

### 4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、木島平村全域を対象とし、特区内の指定通所介護事業所等において、当該事業所等の定員の範囲内で、村がデイサービスを提供することが適当と認めた知的障害者及び障害児の受け入れを実施する。

#### (1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

##### 事業者の名称及び住所

名称 社会福祉法人 木島平村社会福祉協議会

住所 長野県下高井郡木島平村大字往郷908番地3

##### デイサービス事業所の名称及び住所

名称 木島平村デイサービスセンター（定員 虚弱20名 痴呆9人）

住所 （法人住所に同じ）

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

##### 指定通所介護事業所

養護学校等の夏休み期間中に特定事業が実施可能となるよう準備を進める。

#### (2) 障害児関係施設から受ける技術的支援の内容

障害児の受け入れに関しては、障害児に適切な処遇を行うため、通所介護事業所木島平村デイサービスセンターが、隣接する中野市にある北信圏域障害者生活支援センターから技術的支援を受けることとし、職員がそれらの施設における実習・研修等の機会を通じ、必要な資質を向上させる。（講習会及び研修会は定期的実施、個々のケースの技術的指導は随時実施）

### 5 当該規制の特例措置の内容

木島平村は中山間地に立地する小規模な村であり、知的障害者（児）デイサービス事業の対象者数が少なく、事業を実施する事業者の参入が難しい地域にあることから、より身近な場所で日常生活におけるサービスを受けることを可能とするため、地域にある指定通所介護事業所の活用が必要である。

当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

- 1 名称 木島平村デイサービスセンター  
(運営：社会福祉法人 木島平村社会福祉協議会)
- 2 食堂及び機能訓練室の状況  
利用定員 29人(虚弱20人 痴呆性9人)  
食堂・機能訓練室面積 244.44 m<sup>2</sup>  
(知的障害者(児)については現在のところ3人～5人の利用  
見込みであるが、将来的には定員拡大が可能)

### 3 障害児関係施設の技術的支援

木島平村社会福祉協議会の担当職員を、隣接の中野市にある北信圏域障害者生活支援センターに派遣し、実習を行うとともに、毎年これらの施設職員を講師とする研修会を受講させることとしている。